基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月十六日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目六番一〇号
株式会社I&C
代表取締役　佐田　幸夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十六日

岩手県北上市鬼柳町都鳥一三三番
株式会社北上エレメック
代表取締役　菅原　康裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十六日

岩手県盛岡市肴町四番五号
岩手酒類卸株式会社
代表取締役　藤村　憲司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年四月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）
本号一部　一四〇円（本体一三〇円）
（配送料別）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十六日付第五二号六四ページ●同日付政府調達第五一号二四ページ●同日付
（第一八九回）参会索引四
○ページ

株式併合につき通知公告

当社は、株式五十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年四月十七日であり、同日における発行可能株式総数は三千二百株となります。

平成二十九年三月十六日

岩手県盛岡市肴町四番五号
岩手酒類卸株式会社
代表取締役　藤村　憲司

限定承認公告

本籍東京都品川区東大井一丁目二二番地、最後の住所千葉県市原市瀬又八七二番地七三
被相続人　亡　髙橋　義信

右被相続人は平成二十八年七月十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

千葉県市原市瀬又八七二番地七三
相続財産管理人　髙橋　道子

限定承認公告

本籍東京都港区芝三丁目四七番地、最後の住所東京都文京区水道二丁目一七番一〇パルムハウス文京四〇二
被相続人　亡　北條　栄

右被相続人は平成二十八年十月十一日頃死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

東京都港区港南三丁目七番一〇の一二〇七
相続財産管理人　櫻井奈々子

平成二十九年三月十六日

兵庫県姫路市国府寺町七二番地
株式会社ナカムラ
代表取締役　中村彰一郎

株式併合につき通知公告

当社は、株式五十株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十九年四月十七日であり、同日における発行可能株式総数は三千二百株となります。

平成二十九年三月十六日

岩手県盛岡市肴町四番五号
岩手酒類卸株式会社
代表取締役　藤村　憲司

限定承認公告

本籍東京都品川区東大井一丁目二二番地、最後の住所千葉県市原市瀬又八七二番地七三
被相続人　亡　髙橋　義信

右被相続人は平成二十八年七月十日死亡し、その相続人は平成二十九年三月二日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

千葉県市原市瀬又八七二番地七三
相続財産管理人　髙橋　道子

限定承認公告

本籍東京都港区芝三丁目四七番地、最後の住所東京都文京区水道二丁目一七番一〇パルムハウス文京四〇二
被相続人　亡　北條　栄

右被相続人は平成二十八年十月十一日頃死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

東京都港区港南三丁目七番一〇の一二〇七
相続財産管理人　櫻井奈々子

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目六八二番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区長竹三七〇番地二
被相続人　亡　小泉征四郎

右被相続人は平成二十八年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年三月七日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

神奈川県相模原市緑区長竹三七〇番地二
限定承認者　内山　和美

限定承認公告

本籍大阪府高石市羽衣一丁目一二番、最後の住所大阪府高石市羽衣一丁目一二番一二号
被相続人　亡　治村多佳司

右被相続人は平成二十八年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

大阪市東住吉区西今川二丁目九番一八号
相続財産管理人　治村　寛人

限定承認公告

本籍大阪府堺市堺区榎元町五丁三五四番地二、最後の住所大阪府東大阪市横小路町三丁目八番二七号
被相続人　亡　三木　正信

右被相続人は平成二十九年一月四日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

大阪府高槻市奥天神町一丁目二九番一一号
相続財産管理人　前川　智子

限定承認公告

本籍山口県防府市大字鈴屋一一九五番地、最後の住所山口県防府市大字鈴屋一一九五番地
被相続人　亡　中村　薫

右被相続人は平成二十八年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十九年三月六日山口家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十六日

山口県防府市岩畠一丁目二六番三八号
相続財産管理人　酒井百合子

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年四月二十五日（号外第九十五号）				
国土交通省告示第七百三号（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
四下			三という）	という。）
同日（同号外）国土交通省告示第七百六号（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件）				
（原稿誤り）				
五下		二〇	第二第一項中	第二第一項各号列記以外の部分中

お知らせ

第百八十九回国会会議録は、本日発行の参議院会議録索引をもって、次のとおり終了いたしました。

平成二十九年三月十六日

独立行政法人国立印刷局

衆議院会議録
第一号から第四十八号まで
追録
索引
参議院会議録
第一号から第四十五号まで
追録
索引